

< 暦年管理方式をご選択したお客さま >

令和 \_\_\_\_\_ 年分 「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に関する  
領収書等明細一覧兼チェックシート

私は、本書面に記載の領収書等の明細等について、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）」で規定されている「教育資金（《教育資金について》ご参照）」として支払ったことに相違ありません。	チェック欄
	<input type="checkbox"/>

	お客さま（ご本人）	親権者さま（お客さまが未成年の場合）
口座番号		
署名（氏名）		
住所または居所		
電話番号		

1. 教育資金支払領収書等の提出明細一覧

支払先の氏名	支払先の住所	概要（支払内容）	支払日/期間	領収書等枚数	金額
学校等への支払金額合計（=①）				枚	円
支払先の氏名	支払先の住所	概要（支払内容）	支払日/期間	領収書等枚数	金額
<イ> 塾や習い事で必要な費用を、学校等以外の者に支払う場合 >（注）					
<ロ> 学校等で必要な費用を、学校等以外の者に支払う場合 >					
学校等以外への支払金額合計（=②）				枚	円
総合計（=①+②）				枚	円

（注）「概要（支払内容）」欄には、その内訳（例「〇月分〇〇料として（〇回または〇時間）」等）についても転記してください。

裏面もご記入ください。

## 2. 今回ご提出いただく「1」の「領収書等」チェック表（該当する回答を○で囲んでください）

	チェック項目	回答欄	
		はい	いいえ
(1)	「1」の記載内容にお間違いはないですか。	はい	いいえ
(2)	「領収書等」は、全てご本人の「教育資金」（注1）として「学校等」または「学校等以外の者」（注2）に直接支払ったご資金ですか。 （注1）租税特別措置法第70条の2の2関係法令で定める教育資金 （注2）租税特別措置法第70条の2の2関係法令で定める学校等または学校等以外の者	はい	いいえ
(3)	お客さま（ご本人）が23歳以上の場合、23歳の誕生日以後に学校等以外に支払われるもののうち、前記「1.」の「イ）」に該当する費用は教育資金の範囲から除外されるため、当該欄は空欄となっておりますか（ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除く）。	はい (該当なし)	いいえ
(4)	（「領収書等」のうち領収書について）		
	① 領収書には、支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）、摘要（注）が記載されていますか。 （注）資金使途（例「〇〇代として」）の記入が必要。また、「1」の「イ）」の領収書については、資金使途に加えて、その内訳（例「〇月分（〇回または〇時間）」）についても記載されている必要があります。	はい (該当なし)	いいえ
	② 領収書は原本をご提出いただいていますか。	はい (該当なし)	いいえ
(5)	（「領収書等」のうち領収書以外の「支払の事実を証する書類」（注）について） （注）「支払の事実を証する書類」は、文部科学省のQ&A（Q5-3）で例示。下記要件の不足がある場合、振込依頼文書等をあわせて添付することにより要件を明確にする必要があります。なお、当該添付書類も「支払の事実を証する書類」に含めます。		
	① 「支払の事実を証する書類」には、支払日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）、摘要（注）が記載されていますか。 （注）資金使途（例「〇〇代として」）の記入が必要。また、「1」の「イ）」の領収書については、資金使途に加えて、その内訳（例「〇月分（〇回または〇時間）」）についても記載されている必要があります。	はい (該当なし)	いいえ
	② ご提出いただいた「支払の事実を証する書類」のなかに、同一の支払に関する重複提出はありませんか（過去提出分を含む）。	はい (該当なし)	いいえ
(6)	「1.」の「ロ）」の「領収書等」について、「領収書等」に加え「学校等の書面」（注）をご提出いただいていますか。 （注）年度や学期の始めに配付されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費目が記載されていることが必要です。	はい (該当なし)	いいえ
(7)	「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 （注）「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書等」の対象外になりますのでご注意ください。	はい	いいえ
(8)	「領収書等」の日付は、払い戻した年の領収日となっておりますか。 （注）払い戻した年の領収日のない「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象外となります。また、教育資金贈与と非課税措置を受けるための口座に最初の預入日より前の日付の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。	はい	いいえ
(9)	「領収書等」のご提出が、支払年月日の属する年の翌年3月15日を過ぎていませんか。 （注）支払年月日の翌年3月15日を過ぎてご提出いただいた「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。	はい	いいえ

（注）「(4)」、「(5)」については、学校等に対する支払の場合で、領収書等または支払の事実を証する書類では、摘要（支払内容）や支払先の住所（所在地）が明らかでない場合には、当該領収書等または支払の事実を証する書類に受贈者自身が摘要（支払内容）や支払先の住所（所在地）を記載し、受贈者自身が署名押印することにより、「はい」とご回答いただくことも可能です。

### 【ご注意ください】

教育資金管理契約に係る預金口座からの年内の払出分について、教育費としての支払を年明け後に行った場合、当該支払に係る「領収書等」の金額は実際の支払日を含む年（年明け後の年）の「教育資金支出額」とされることにご留意ください。

### 《教育資金について》

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の制度概要と非課税となる教育資金の範囲や学校等の範囲については、文部科学省のホームページに「Q&A」とあわせて掲載されていますのでご参照ください。

### 【文部科学省ホームページ：「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」】

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm)

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象となる教育資金の範囲や学校等の範囲についてご不明な点がある場合は文部科学省または税理士にご確認ください。

また、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に関し、教育資金の範囲や学校等の範囲以外についてご不明な点がある場合は、税務署または税理士にご確認ください。

以上